

高知市立

自由民権記念館紀要

No.28

2024. 3

(令和 6)

○論 文

幸徳秋水と県立中村中学校廃校 公文 豪

高知市立自由民権記念館

幸徳秋水と県立中村中学校廃校

公文 豪

一、はじめに

幸徳秋水の自筆「年譜」によれば、少年伝次郎は、明治十四年、十一歳の夏に中村中学校へ入ったが、同十八年、十五歳の時に中村中学校（高知中中村分校）が廃せられ就学の途を失った。学友はこの冬より「淡成会^(一)」という結社を地蔵寺という無住寺に設けて討論演説を行うようになったので、伝次郎もこれに加わった。

「経済的、家族的、教育的と、三つが折りかさなるようにおそいかかっていた危機のなかで、向学心の強い少年伝次郎に、一番の痛手を与えたのが、やはり、中村中学校の廃校騒ぎであった」と神崎清が述べている^(二)ように、中学校廃止は秋水の人格形成やその後の歩みに大きな影響を与えた重大事件であった。ところが、ことほど左様な重大事であるにもかかわらず、種々の幸徳秋水伝ではその廃止理由について、「県財政困難説」と「大暴風による校舎倒壊説」があつて、孰れが事実か判然としない状態が現在も続いている^(三)。

前者は糸屋寿雄著『幸徳秋水研究』（青木書店、一九六七年）、神崎清著『実録幸徳秋水』（読売新聞社刊、一九七一年）であり、後者は塩田庄兵衛編『増補 幸徳秋水の日記と書簡』所収「年譜」（未來社、一九六五年）、大原慧著『幸徳秋水の思想と大逆事件』（青木書店、一九七七年）、F・G・ノートヘルファー著・竹山護夫訳『幸徳秋水 日本の急進主義者の肖像』（福村出版、一九八〇年）、『幸徳秋水全集』別巻二「年譜」（明治文献資料刊行会、一九八二年）、塩田庄兵衛著『幸徳秋水』（新日本出版社、一九九三年）、高知市立自由民権記念館『幸徳秋水展図録』所収「幸徳秋水年譜」（高知市立自由民権記念館、二〇一〇年）などである^(四)。また、これとは別に、山泉進氏が『帝国主義』解説（岩波文庫第五刷、二〇一一年）の中で、「中村小学校を卒業後、中学校に入学したが、進学者が少なく高知中学校に吸収合併されることになり、海路高知に出て郷里の漢学者であった木戸明が設立した遊焉

義塾に寄宿することになる」と述べている。これもまた、不正確な記述である^(五)。

本稿は、このような古くからの「大暴風による校舎倒壊説」の誤りの連鎖、再生産に終止符を打つため、管見に入つた史料をもとに、県会決議による中村中学校廃校の理由とその経過を明らかにするものである。

（本稿では読みやすくするため、議会議事録、論文等の引用史料は旧字体を新字体にあらためて適宜句読点を付し、多くは現代語に改めた上で要約した。原本の所在は注記してあるので、必要な場合は原史料を確認していただきたい。）

二、県立五中学校の設置と明治十六年の廃校問題

明治五年発布の「学制」では、中学校は小学を経た生徒に普通の学科を教える所とし、下等中学は十四歳から十六歳まで、上等中学は十七歳から十九歳までに卒業させることを原則とした。しかし、当時は書籍の供給が十分でなく、設備等も整わなかったから、変則中学の制度を設け、在来の書によって教え、あるいは学業の順序を踏まらずに洋語、医術を授けることなどを許した^(六)。

高知県では、これに基づいて、明治七年、旧致道館跡への陶冶学校開校と同時に変則中学校が設けられた。明治十年八月、本校とともに帯屋町へ新築移転すると、翌年十一月、変則中学校を廃止し、新しく高知中学校が設置された^(七)。

今般高知師範学校変則中学ヲ廃シ更ニ該校内へ合併ヲ以高知中学校設置候条此旨為心得布達候事

（『県公報』明治十一年十一月十九日）

次いで明治十二年、中村、須崎、安芸村に各中学校が設置される。

今般左ノ五ヶ所へ中学校設置可致候条此旨布達候事

但各校開業日限之儀ハ当県学務課ヨリ報告スヘシ

土佐国幡多郡中村 同高岡郡須崎村 同安芸郡安芸村

〔『県公報』明治十二年一月十六日〕

さらに明治十三年に赤岡中学校が設置され、翌年二月一日開校する。

今般管下香美郡赤岡村へ赤岡中学校ヲ設置シ来十
四年二月一日ヨリ開校候条此旨布達候事

〔『県公報』明治十三年十二月二十七日〕

かくして明治十三年、県立中学校は高知中学校な
ど五中学校となったが、翌年、須崎中学校は政治結
社・進修社附属猶興学校に校舎を売却して佐川へ移
転することになる。

猶興学校は、立志学舎に対抗して明治十二年十一
月に設立された私立学校で、十四年の生徒数は六十
八名であった。

ところが、早くも明治十四年三月二十八日、『高知
新聞』社説「県立各中学校の存廃如何」が、「通常県
会を前に県会議員は地方税予算額の非常な増加に驚
き、かつて中学校増設を主張した議員が到底民力が
その負担に堪へ得ぬ事を憂慮し、一変して各中学校
費を廃案」にしようとする動きがあると報じ、しか
も反対論者の駁論を防ぐため自由教育を中学校費廃
案の口実にしようとしていることを暴露した。

県会議員武市安哉、坂本則美は直ちに「事実無根」
を理由に記事取り消し要求をおこなったが、問題は
二年後の通常県会で顕在化する。

県立各中学校生徒数の推移（『高知県統計書』による）

	高知中学校	安芸中学校	須崎中学校	佐川中学校	中村中学校	赤岡中学校
明治13年	231	35	26	—	31	—
明治14年	183	56	—	29	94	48
明治15年	156	54	—	30	44	17
明治16年	193	64	—	55	33	40
明治17年	273	77	—	89	56	92

明治十六年の高知県会

明治十六年の高知県会は四月二十日に開会した。

二十三日に中学校費の審議が始まると、島田糺（民権派）が高知中学校廃
校の動議を提出した。その理由は「高知県下に私立、共立の学校が少ないの
は県立中学校があるためである。今日、各中学校を廃しても、海南学校、共
立学校をはじめ各地に私立中学校がある。加えて高等小学校もあるので決し
て学事に渋滞をきたすようなことはない。財政困難の場合、かかる無用の学
校は廃すべし」というものだった。種々議論の末、これは七名の賛成しか得
られず消滅する。

ところが翌二十四日、郡部四校の予算が審議され、武市安哉が中村、佐川、
安芸、赤岡四中学校費削除の動議を提出して十五名（島村勇、今井貞吉、島
田糺、西村昌蔵、甲藤定政、西澤巖吉、吉良順吉、有光々與、下田忠輔、堀
内安明、佐竹豊栄、沢本楠弥、細川義昌、西村閑、武市安哉）の賛成を得、
中学校費の原案四千三百六十九円が全額削除となった。

両日の模様を、二十六日付『土陽新聞』は次のように報じている。

去る廿三日通常県会に於て高知中学校費を議するに当り、四番議員島田糺
氏は廃校の動議を提出せられしに、数名の賛成者を得たるより忽ち議論数
派に分れ一時頗る喧嘩なりしが、決議の場合に至り孰れも過半数に上らさ
るを以て遂に原案は消滅となれり。繼ひで中村佐川安芸赤岡四中学校費の
項に議及せしに、又た廿六番議員武市安哉氏の該校費削除の動議に過半数
の賛成を得て、原案の金額四千三百六拾九円拾銭は全く削除すること、な
れり。今此動議の概略を聞くに、目今統々私立学校興起するを以て官立校
を廃止すべき時機既に到来し、又地方税負擔上激変を生じ、為めに他の事
業をも短縮するに至ればとの趣旨なるより、此に由て考ふれば第三次会に
於てもいよ／＼此議に確定するならんと信ず。

これに対して五月十七日の教育費目中学校の項第三次会で、高陽会の重
鎮・野村信義が県立中学校存続の動議を提出した。野村議員の提案理由は次
のとおりである。

「おおよそ、国家の盛衰は人民知識の開進と否とにある。その開否は教育

に基づく。教育を盛んにして人民の知識開達をはかる事は人民の権利と眞の自由を保全するため欠くことできないものである。欧米各国はすでに開明の域に達するといえども、なお公立中学校の設けがある。人智いよいよ開達すれば、なお教育の必要なことを知るからである。

人民に貧富の差があるのは避けられない。富者は都会に留学して完全な教育を受けることができるが、貧者はそうはいかない、そのため文明国では一般児童だけでなく、貧者児童のために公立中学の制度がある。わが国の人民は、欧米諸国に比べると教育の日が浅く、教育の必要を知らず、ややもすれば廃校説を唱え、教育を受ける者が少ない。このため、公立の干渉を止めれば教育はたちまち地を掃うに至るであろう。そうなれば、これまで費やした幾千万の公金は、結果を見ずに一朝の露と共に無駄に消えてしまう。在校の児童は半途にしてその学業を廃することになる。その得失はどうか。

我々議員は地方税の利害得失に注意すべき者であり、既往に鑑み、将来を慮って、県下に必要な公立中学校を維持することに勉めなければならぬ。この必要を忘れ、不十分な私立学校に将来を頼み、現にある中学校を廃却し去らんとする理由は何か。我々県下人民は既に開明を極めたというのか。教育は既に完全だとするののか。そもそも私立学校は中学教育を托するにたるものとするか。今や公平な眼で我々県下を通観しても、智識は未だ明達せず、教育は未だ充分でない。且つ私立学校の如きは教則を偏頗に失する弊さえもある。以上論述する理由から、中学校は一般の通論よりしても、現時の情勢よりしても廃してはならぬことは余が信じて動かぬところである」。

野村は、幼児から学問を好み、樋口真吉、木戸明に学んだ。後年、幡多郡女学校長、幡多郡教育会長を務めており、教育についてすぐれた見識をもつ人物であったことが、この演説からわかる。

公教育の重要性を説いた野村の動議は十三名の賛成を得、県会では前議を翻して中学校存続を決することになった。

なお、この日の議会傍聴席は満席となり、傍聴人は議員の議論を発するたびにノーン／＼ヒヤ／＼の声を発し、議会開会以来かつてないほど盛んな議事となった^九。

三、明治十六年の県治大改革と自由教育論―廃校論の背景

太田卓之大書記官の県治大改革

県立中学校廃校問題が浮上した明治十六年は、県治大改革が行われ、自由教育が高知県下を風靡し、民権・反民権の対立が激化した年であった。

最初に、県治大改革についてみておこう。

明治十四年一月十九日、高知県令北垣国道が京都府知事に転じ、後任に田辺輝実が任ぜられた。田辺は元柏原藩士（兵庫県）で、県令就任直後から、高岡郡長に西山志澄、香美郡長に金子宅利を任用するなど立志社員の官吏登用を行い、県下帝政派勢力から猛烈な反撥をかった。とりわけ帝政派が圧倒的な勢力を有する高岡郡では、西山郡長が赴任して間もなく、管内十三ヶ村戸長が高知県令へ出頭して県令に辞表を提出する騒ぎとなった^{一〇}。

片岡直温は、田辺県令は「任に就くなり大脱線をして、管内多数の意嚮を無視し、頗る無鉄砲な人事行政を断行した。その遣り方は徹頭徹尾自由派本位で、多年県庁に奉職して、主管事務に熟達せる課長、係長等の幹部吏員を始め、各郡長までも、一切合切、自由派から採用し、国民派の臭ひのするのは、ひとりも残らず臧首した」。これによって「県令に対する憤懣、怨嗟の声は、囂々として所在に満ち、秕政攻撃の火の手は、さかんに各郡より揚げられた」と回想している^{一一}。

八月三日、田辺県令は帝政派の抵抗に手を焼き、高岡郡長西山志澄を土佐郡長に転任させ、後任に帝政派の島村安度を任命した^{一二}。

この年六月、高岡郡帝政派は代表として片岡直温・谷脇修彝を上京させ、伊藤博文、松方正義等政府要人をはじめ在京高知県人の有力者へ高知県政の実態を訴え、県令更迭の必要を説かせた。事態を憂慮していた佐佐木高行・土方久元・谷干城・中村弘毅等の政府工作も行われる。その結果、十五年十一月六日、田辺輝実が内務権大書記官に転じ、内務少書記官伊集院兼善（鹿児島県士族）が高知県令に任ぜられた^{一三}。

伊集院は十二月十七日に着県したが、間もなく大病のため職務不能となった。そこで佐佐木高行等の指示をうけた大書記官太田卓之が県令代理として「県治大改革」を断行し、県吏から自由主義者を悉く放逐した。これが県治大改革である。

十六年一月十三日、高知師範学校・中学校長山本幸彦、監事沢村勝支、教員神戸慎吉・傍士了・宮崎登彦・細川義徳・近藤正毅が突如免職となり、後任の校長に大石監二、教員に実利党员西森真太郎が復職した。このため、高知中学校生徒四十余人総代片岡恒次郎・藤崎朋信・大谷寅吉・土方珍重が伊集院県令に尋問書を提出。二十四日には、生徒三、四十人が自由派教員免職に抗議して退学する騒ぎとなった。

さらに同月二十二日、土佐郡長西山志澄・吾川郡長金子宅利を免職。土佐郡長島村安度(前高岡郡長・帝政党员)・高岡郡長大西正義(帝政党员)・安芸郡長細川是非之助(前長岡郡長)・長岡郡長山崎慎三(帝政党员)・香美郡長西尾元輔(帝政党员)・吾川郡長管和・幡多郡長小野道一、県調査課長小松三造・庶務課長浜田更始(前安芸郡長)・学務課長兼衛生課長浜口真澄(前庶務課長)・土木課長佐田家親(前香美郡長)・租税課長高野正雄が任命され、衛生課長小谷正元が免職となった。また高知警察本署では警部約十人が免職となり、高知県警部として警視庁から中原尚雄・古垣兼成・有馬要之助・永松伝・中摩速衛が赴任してきた(二四)。

免官となった自由党员は数十名にのぼった。

海南自由党员は後楽館に会し「今回我党ヲシテ官海ヲ退ケタルハ、内閣大臣ヨリ伊集院県令ニ内旨ヲ下シ、此挙ヲ以テ我党ヲ激シ変乱ヲ起サシメ、其機ニ乗シ、苟モ自由主義ヲ取ルモノハ、子遺ナカラシメントノ意ナルヘシ。故ニ我党ニ於テ此際若シモ粗暴ノ挙動ヲ為スアラハ、却テ政府ノ術中ニ陥ルヘシ。且ク静息シテ政府ノ挙措ヲ見ルヘシ」との議に全員が賛成して散会したと伝わる(二五)。

これは前年十一月、福島・喜多方事件で河野広中等二十五人が逮捕され、福島県自由党が壊滅的な状態に追い込まれた轍を踏まぬとの判断で一致したのであろう。

小学奨励試験反対闘争は、この大改革で西山志澄の後任として土佐郡長になった島村安度の専断によって引き起こされることになる。

小学奨励試験反対闘争

土佐郡下各小学校の奨励試験は、明治十三年に始まった。各校の学務委員並びに教員数十名が組織した「学事会」の協議評決で、その施行を郡長に委

託し、毎年春秋二回行なわれることになった。学事会は、当時の土佐郡長谷重喜、郡書記前田龍二が提出した試験法案を検討し、①試験場は近傍五校が順番をもって定める事、②試験担当者は各校教員の多寡に応じて出す事、③試験前に各校学務委員、教員等は郡役所に会集して応試級別点数、賞与費、試験担当員等を商議決定する事、④賞与費は各校応試生分頭法をもって協議費より出す事、並びにその報告を通達の事。但し賞与費の幾分は郡吏俸給中から出す事、と決定した(二六)。これに基づき同年九月十二日、県令も臨場して第一回土佐郡下小学校生徒奨励試験が高知町追手筋小学校で行われ、優等者にはそれぞれ賞与が下された(二七)。

十五年には、文部省の小学科教則改正に伴い、西山郡長のもとで学務委員、教員等が数回協議して部分的な手直しが行われた(二八)。

つまり、小学奨励試験は、児童の学力向上のため、発足当初から学務委員と各校教員の合議によって計画実施されており、試験法の変更や廃立は委員・教員が協同でなすべきで、郡長の左右できる性質のものではなかった。ところが、土佐郡長に就任した島村安度がこの慣行を破り、郡長職権による小学奨励試験を強行したため、管内の小学校が次々閉校するという前代未聞の大紛議へ発展したのである。

この時期は、教育制度が自由教育から儒教主義的教育へ急転換し、のちの教育勅語体制の基礎づくりの開始と重なる変動期であった。この経緯を要約すれば、次の通りである。

明治十二年九月二十九日、政府は大政官布告第四十号で「学制」を廃止し、「教育令」を定めた。全文四十七ヶ条からなり、学区制ではなく町村あるいは数町村連合し小学校を設置する。各町村に人民公選の学務委員を置く。児童の就学は父母及び後見人等の責任とする。小学校の就学期間は八年とする。土地の便宜によってはこの学期を短縮することができる。その場合、四年間各四ヶ月(合計十六ヶ月)より短くしてはならない。学校に入らなくても別に普通教育を受ける途のあるものは就学とみなす。学校に公立・私立の別を認め、地方税もしくは町村の公費で設置するものを公立学校、一人もしくは数人の私費で設置するものを私立学校とする。公立学校の設置・廃止は府知事・県令の認可、私立学校の設置・廃止は府知事・県令に開申することなど、「学制以来の権力的啓蒙強請方策を反省し、地域の教育要求に見合った公教

育制度の形成を志向」したが、「その権限を縮小された地方官らは、この教育令が民衆に迎合して既往の教育制度形成の成果を無にさせるものと批難し、また事実教育現場に一定の混乱が生じた」。

「自由教育令」とも呼ばれたこの教育令は、翌年改正されることになった。

明治十三年十二月二十八日、太政官布告第五十九号をもって公布された「改正教育令」は、修身を首位科目に改め、各町村は府知事県令の指示に従い小学校を設置。学務委員の公選廃止。学務委員は府知事県令の監督下に置く。小学科三ヶ年の課程を修了するまで児童の毎年十六週日以上就学を義務化。町村立学校教員は学務委員の申請により府知事県令が任命することなどを定めた。「この教育令改正により、権力の教育統制が著しく強化され、特に学制以来の啓蒙重視に代わって教育内容における儒教主義的徳育優先方策が採用され」、以後「明治十四年から十七年にかけて小学校教則綱領・師範学校教則大綱・中学校通則・農学校通則・小学校教員心得など多くの諸規則が制定され、教育制度政策は最初の重要な転換期を迎えることになった。」(参考・引用『国史大辞典』)

植木枝盛は「教育ハ自由ニセザル可カラズ」の中で、自由教育令を「我文部省ハ昨十二年更ニ教育令ヲ発シテ自由教育ヲ頒布シ、其教課書ノ如キハ各地方ノ適宜ニ任ズルコトトセリ。是レ寔ニ我儕ノミナラズ当時全国ノ輿論ハ咸ナ之ヲ賛成シタリキ」と高く評価し、官制教育(改正教育令)への動きを「国民ヲシテ揃ノ浴衣ヲ着セシムルガ如キ一様一体ノ精神ヲ養成」し「操人形ノ如キ者ヲ養成」するものと牽制した。

前任の西山志澄土佐郡長の下では、行政及び教育現場は依然として自由教育令の精神を踏襲していた。これに県治大改革によって新郡長に任ぜられた島村安度が改正教育令の趣旨を職権で貫くべく試みたことで衝突が引き起こされた、とみることもできる。

明治十六年度の小学校奨励試験のありかたについては、最初から追手筋・南街小学校が異議を唱えて延期を申し出たが、島村郡長はこれを拒絶し、土佐郡下町村戸長、学務委員の意見にも耳を貸さず、四月十三日、高知師範学校附属小学校で郡長職権による小学奨励試験を強行実施した。

島村郡長は、各町村戸長、学務委員、教員との対立が激化すると、追手筋組合戸長弘田徹・同学務委員津田且相、南街戸長井上弘・学務委員小藤龍也、

江ノ口村戸長兼学務委員谷重中・同学務委員齋藤利西に相次いで免職、さらに小学奨励試験反対の拠点校である追手筋小学、南街小学教員全員に免職を命じた。さながら太田大書記官の県治大改革の土佐郡版である。こうした郡長の職権濫用、専横に抗議して、六月十九日には江ノ口・比島・万々・潮江小学教員が一斉に辞職した。紛議は拡大し、ついに土佐郡下の小学校が相次いで閉校する異常事態に陥った。さらに郡長は、七月三十一日、「客年土乙第三百三号を以て申達候当郡小学校生徒奨励試験施工法詮議の次第有之廃止候条此段申達候也」と、明治十三年以来、各町村公選の学務委員と教員が作りあげた奨励試験法を葬り去っている。

七月末、片岡健吉・坂本南海男・児島稔ほか各町村議員三十三人が「今日我郷村ヲシテ咿、唔ノ声ヲ絶シ子弟ヲシテ教育ノ途ヲ失ニ至ルヲ見テ傍觀坐視スルニ忍ヒス」として、島村土佐郡長罷免を求める建白書を田辺良顕県令に提出した。八月九日、県令が島村郡長を罷免することで漸く小学奨励試験紛議は収束し、土佐郡下の各小学校が続々開校して平常に復すことになる。

余談であるが、三ヶ月に及ぶこの小学奨励試験反対闘争は、従来、教育の自由を守るための闘いとされ、郡長罷免により「教師と学務委員の全面的な勝利に終わった」と高く評価されてきた。しかし、学務委員及び教員で組織された学事会が定めた試験法は島村郡長の手で廃止され、翌十七年四月、県は新たに「小学奨励試験規則」を定めている。これによって奨励試験は毎年一回、県令若くは書記官が臨場して実施することになり、試験の日割りや場所などは県が達し、試験委員は県令が命ずるなど官制の奨励試験へ変容し、その統制は試験内容や採点法にまで及び、郡長の職務権限も明確化された(二〇)。つまり、闘いの後には官制教育強化が法制化されており、郡長罷免をもって「教師と学務委員の全面的な勝利」とみなすことはできない。

私立学校と公立学校廃止

「私立学校興起するを以て官立校を廃止すべき時機到来」と主張する民権派県会議員の主張は、自由教育論の暴走と言うべきものである。

この当時、高知県下には公立中学校の外に私立学校が海南分校(のち海南学校)、高知共立学校、香長学校(長岡郡立田村永田)、前述の猶興学校(須崎)の四校あった。猶興学校については先に述べたので、以下、他の三校に

ついでみておこう。

海南分校の起源は、明治六年、山内豊範によって東京に設立された海南私塾にさかのぼる。同九年、山内家は吉田数馬の建議を容れて、高知に海南私塾分校設立を決定。分校は高知市散田山内邸内の一長屋を校舎として発足する。同十二年には帯屋町旧陣営(元南会所跡)へ移り、さらに翌十三年九月、生徒数増加のため九反田の旧開成館へ移転した^(二二)。同十六年の生徒数は七十七名である。

海南分校と並んで高知県に於ける私学の雄と称されたのが高知共立学校だった。

同校は、明治十五年五月に開校した。最初は立志学舎跡(旧板垣邸)で授業を行い、十一月一日土佐郡追手筋(旧開成社跡)の新校舎へ移った。明治十六年の生徒数は百十九名で、これは高知中学校の百九十三名、高知師範学校の百三十名に次ぐものである^(二三)。

同校設置については『山内家資料・幕末維新第十五編(第百五十六卷)』明治十四年四月二十四日の項に「廿四日 山田平左衛門、島地正存等共立学校ヲ創立セントシ、公(注・豊範)ニ請フテ海南学校資金ヲ割キテ之ニ充テントス。公聴サズシテ之ヲ却ケ、別ニ金壹萬五千圓ヲ平左衛門等ニ給シテソノ資ニ充テシム」とある。この外に馬場辰猪も資金助力を山内家に願ひ出していたことも記録されている。

同年七月二十八日付『高知新聞』には、高知共立学校設立広告、そして雑報欄に「趣旨書」が掲載された(三十日)。広告に記された発起人は次の通りである。

原 茂胤 西野 友保 尾崎 要 岩崎 長武 片岡 健吉 谷 重喜
渋谷 寛 森 復吉郎 松下 綱武 近藤 新 大谷 正吉 深尾 重行
松村 如蘭 川本 正路 山本 幸彦 小谷 正元 伊東 物部 津田 且相
渋谷 寧 由井 直枝 渡部 永綱 五藤 正條 入交 百世 坂本南海男
森脇 直樹 島地 正存 山田平左衛門

原茂胤、森復吉郎・近藤新・津田且相など反立志社系人物もみられるが、大多数は立志社員だった。初代校長には谷重喜(代理・片岡健吉)が選ばれ

た。英学重視の方針は明治十二年に閉校した立志学舎と同じである。公立中学校廃校をめぐる両派の論争では、その自由主義的教育が反民権派から非難の的となった。

香長学校は、俗に「古勤王党」と呼ばれた森新太郎、池知退蔵、大石円等が結成した嶺南社の附属香長学舎がはじまりである。明治十一年から長岡郡立田村永田の北村金馬邸で授業を行ったが、翌十二年六月、同邸北方約百坪の所に校舎・寄宿舎等を新築し、正式に「香長学校」として開校した。初期には「靖猷遺言」など復古的教育が行われたが、やがて弘田正郎等を教師に迎えてペンサムやスペンサーの著作を講じ、さらに数学・英語・法律学等の科目を加えてその名を知られた^(二四)。同十六年の生徒数は六十名である。

自修学校

民権派は、県会の内外で県立中学校廃止を主張するだけでなく、各村が公立小学校を廃して私立学校を起こすことを呼びかけた。

「高知各町村ニ私立学校ノ起ランコトヲ希望ス^(二五)」は、「自治独立の人民は他の羈制を受けない。どうして郡長、戸長に干渉され、他の強制を受けて始めて教育の道に従わなくてはならないか」と説き、「いま高知市街及び各村落で私立学校を設けているのは高知共立学校のみで、各町村の小学校は皆政府の監督、保護によらないものはない。各町村が既に教育の干渉に利のないことを知れば、なぜ断乎として私立学校を起こさないのか」と問いかけている。

このような干渉教育拒否、自由教育実践論に沿って、村会が公立小学校廃校を決議し、新たに私立学校を設立した極めて特異な例がある。長岡郡大桶村における私立自修学校の設立である。

明治十六年六月、県会議員武市安哉の地元でもある長岡郡大桶村の村会は、自由教育を主張する民権派議員の主導で、六月限り公立小学校を廃する決議を行い、同月二十七日、廃止伺書を長岡郡役所に提出した。困惑した郡役所は伺書を留め置き、八月十日頃になって漸く意見書を附して高知県庁へ提出した。しかし、九月になっても何の沙汰も下りない。同村有志は業を煮やし、取り扱い因循の仔細を郡長に尋問するため数十名が郡役所へ押しかける騒ぎとなった。十一月、県の学務課長緒方宏が大桶村へ出張。村会議員一同を

召喚して私立学校の不利益を説き、また職権を振りかざして公立学校廃止の不可を説いたが、議員の抗論やまず、説論中止となった(二五)。

これによつて県令の認可を得た大塚村は、十二月一日、長岡郡私立自修学校の開校式を執行する。しかし、間もなく同校は経営困難に陥り公立学校へ復すことになる(二六)。

夜学の全盛

民権派の夜学会が組織され始めたのは明治十四年からで、もつとも早い記録として、同年七月十八日付『高知新聞』に次の記事が載っている。

兼て世人の知了する新市町の夜学連は、最初結合せしも固より有志家の鼓舞に出でたるにあらず、純然たる平民の自ら奮ふて成立てるものにして、其目的たる只だに書を読み文を学ぶのみならず従来其平民仲間の沈迷したる卑屈蒙昧の夢を警醒し、天与の権利を伸張して、以て早く国会の開設を見るに至るまで益す／＼奮発勉勵するより、此頃は会議を起し、先づ議長書記等夫れ／＼の事務係を設け、且つ議事規則を議定し、随て志和某翁を教員に雇込みしよし。加之ならず会員は日々増加し、中には容易き著書訳書は勿論、左氏伝、八大家読本、日本外史、或は社会平権論などを立派に講義するものあり(後略)

夜学会は高知市中のみならず郡部の農村地域でも組織され、同年十月二十一日付『高知新聞』には学習活動の内容や地域社会の風俗改良にも取り組む様子が報じられている。

高岡郡尾川村には田村喜造、和田柳太郎等皆な農事に従事する諸氏凡そ四十名ほどが団結して一の夜学校を開き、東京諸新聞より弊社新聞杯の論説を講究して、彼れは是なり此れは非なりと互に討論し、或は村会議員等が屁茶なことを議決でもすると十分之を研窮した上建議案を出して之れが不当を論し、或は又た土地の悪習慣に向て頻りに攻撃を試み、已に此れ迄該村の産神祭は幾所幾日にも別れてありしを同一日に取り纏め、又た一種風俗を壊乱する猥褻の躍りがありしを廃止せしめし等、誠に該夜学党の力

なりと該地より通信

また、同年十二月二十七日付『高知新聞』は、夜学会が会の名称を持ち始め、立志社の弁士を招いて演説会を開いたり政治書を講究するなど、学習結社であると同時に政治結社としての性格を濃厚に保持していたことを伝えている。

農人町の平民連は、此頃旧来の弊習を革めて社会公共の大事に注目し、頗る開進の勢ひを現はせり。既に平等会と称するものを組織し。毎月一回立志社の弁士を聘し演説会を開く事に決し、又た夜学には有志相会して泰西法論、自由言論、自治論等を講窮する由(後略)

その後、夜学会は明治十五年から十六年にかけて県下至る所に組織され、その会員は農業青年から小学校低学年の児童にまで拡大し、夜学会全盛時代を迎えるのである。

夜学会は民権派だけでなく、反民権派も精力的に組織した。今日、夜学会に関する史料が皆無に近いのは、幾年も経たない内に殆んど消滅したためである。したがって、その学習内容は当時の新聞記事で知るしかない。右に見たように、用いられたテキストは、政治書、法律書、民権派新聞の論説等であった。

『土陽新聞』論説「自由教育ノ美德(二七)」は、「一国の独立を保ち社会の福祉を全うするためには自治制度を建てなければならない。自治制度を立てるには一国人民の気象と自治の精神が富んでいなければならない。この気象と精神とを富ませる方法はただ自由教育を起すことにある。わが高知県は自由郷をもつて世に知られ、改進の先頭にたつてきたが、ひとり教育については在来の因習を蟬脱せず、政府の手に委託するのみであった。しかし、昨年は高知共立学校が設立され、近日は各町村郷到る所に夜学、私塾の設立が続々として興起し、各所の児童もみな自主自由の教化を受けないものはない」と述べている。

この論説が「夫レ自由教育ハ自由政体ヲ建ルノ基礎ニシテ実ニ国家独立ノ根底ナリ」と述べているように、自由教育の実践として組織された夜学会は

もつぱら政治教育に偏向したものであったため、政治熱が冷めるとまたたく間に消え去ってしまった。

中学校廃止をめぐる新聞紙上の論争

高知県会の公立中学校廃止問題は、民権派の『土陽新聞』、反民権派の『高陽新報』紙上でも烈しい論争を巻き起こした。

『高陽新報』は四月二十六日から五月三日まで社説「中学校廃止ノ議ヲ聞ク」を掲げ、「高知県会議員が今回中学校廃止の説を唱えるのは、干渉教育を排して自由教育となすべしとの旨趣に相違なく、中学廃止後は少年子弟を各所の私立学校へ入学させる意図だろうが、各地の私立学校の学科は、漢学、数学、英学等にとどまり、理学、化学等の科は見ないだけでなく、中には漢学、算術の二科にとどまるものさえあると聞く。これで能く私立学校で充分の教育を行う道あるといえるのか。若しこの私立学校へ普通の学科を備え置こうとすれば、理学のごときは種々の機械を要するのみならず、教師雇用など数千円の資力を要する。各私立学校にこれを負担する見込みがあるのか」との疑問をつきつけた。次いで廃校説を主張する議員の諸説に駁論を加えた上で、「高知県は東西に長く里程殆んど百里に及ぶ。このため各区に区分して五中学校を配置した。爾来、東西各中学校へ入学する生徒は近傍諸村の子弟で、少し遠隔の土地から日々通学する者は少なく、中には寄宿する者もいるが幾分の費額を要するので中等以下の資産の者はその学習への志を果たすことができない」と述べ、今日の五中学校でも不足を感じるのに、これを廃して悉く高知へまとめようとする議員たちに猛省を求めた。

これに対して、長岡郡大篠村の民権家・山本正心が『土佐新聞』に「高陽新報記者ノ迷夢ヲ攪破ス(三八)」を投稿、「我が高知県の状態は、もはや干渉教育を必要としない時期に際会してはいないか。人民は往日と異なつて大いに教育をゆるがせにしてはならないことを知得し、到る所に小学を設立し、有財の志士は金穀を擲ち、無財の者は学舎の建設を周旋、各所へ私立学校を設置している。これをもつて今日俄然その干渉を解いて自由教育とするも勿論教育をゆるがせにしないばかりか、却てこれを隆盛にする準備完全と言つても決して過言ではない。このように人智発達の今日に際して中学校を廃して何の不可なることがあるか」と逐一反撃を加えた。

さらに『高陽新報』社説「教育ノ忽ニスベカラザルヲ論ジ民権論者ニ告ク(三九)」は、「教育は智識の源泉にして智識は民権の種子である。ゆえに民権伸張を欲するならばその種子である智識を開達しなければならぬ。智識の開達を欲するならば、その源泉である教育を隆盛させなければならぬ」と説き、「民権論者が真に民権を得ることを欲するならば、なぜその根本である教育を盛んにすることに勉めないのか」と、民権派議員の言動を批判した。

対立は、高知共立学校の教育内容にも及んだ。三月二十五日の『高陽新報』に掲載された槍崎突蔵の寄書「高知共立学校」が発端である。槍崎は、「近年の政争の結果、高知共立学校の役員、教員及び生徒は自由主義を執る者が多数を占め、非自由主義者を排除し、世人も目して立志社の学校と称するに至り、「共立」の実質を失つて自由主義者の学校に変化している」と攻撃した。

この讒誣誹謗の投書掲載に高知共立学校幹事伊東物部、青山茂明が高陽新報社へ談判し、幹事名による「弁駁書」を同紙及び『江南新誌』へ投じた。四月二十四日の県会では、十八番(弘田伸秋)議員がこの槍崎の寄書及び高知共立学校幹事の弁駁書を取り上げ、中学校全廃論は実に驚愕に堪えないと述べ、「その論旨に三条あり。一は洋籍を学ばんとする者には共立学校あり、二は漢籍を学ばんとする者には海南分校あり、三は時の情況に因るが最早中学校を要せずと。元来、中学校は聖詔をもつて公布された文部省の教則に基づき設立され、その教則に基づく科目をもつて教授する学校である。しかるに何ぞや、それに反する一党派自由主義を主張するため共立学校を善とするのはもつての外と言ふべきである。我輩は今日の情況こそ最も中学校を必要とすべき情況だと信ずる。中学校を廃するは師範学校並びに小学校を廃そうとするものではないか。中学校を盛んにすることこそ小学、師範学校を盛んにする基といふべきで、いま三校中の一を欠けば、他の衰頹の惨状を瞬間に見ることになる。全廃論者が教育の道を塞ぎ、代議士たるの責に背き、共立学校へ無理に引き摺り込むのは実に会議に汚名を与えるものである」と弾劾した(四〇)。

槍崎突蔵はこれを引き、五月二十六日付『高陽新報』に「再と高知共立学校ヲ論ス」を投稿して、自らの論の正当性を主張すると共に民権派議員が共立学校の隆盛をはかるために中学校廃止説を主張しているのは事実である

と強調した。

四、分校から廃校へ

明治十七年の高知県会

明治十七年の通常県会は、三月三十一日に開会し、四月六日に教育費一次会を開いた。県財政は松方デフレによる諸物価下落、不況の深刻化によって緊縮を余儀なくされ、議会には、中村、佐川、赤岡、安芸の四中学校費目を削除、高知中学校に一本化する予算原案が提出された。

野村信義議員が直ちに「安芸中学校外三校は原案に除かれあるも、教育は国家今日必要の件なれば従前の如く継続せざる可からず」と四中学校存立の修正建議を提出、過半数を得て議場の議題となった。その可否の討議に入ると、高陽会及び中立派の議員西村閑、中山秀雄、弘田伸秋、楨周吉等が「今日県下財政に困しむ場合なるも、尚ほ人材養育の道は忽がせにすべからざるは論を待たず、或ひは此を廃すれば教育の衰頽を招く」と賛成の弁を主張した。

これに対して今井貞吉、島田紘、吉良順吉、有光々與、沢本楠弥、細川義昌議員が次々起って「目下県下人民経済上大困難を来し、為めに財産を典売して纒かに生計を営み、地方費を増加して其の負擔に堪ゆる能はざるの時に際し、此の原案を発せられしは民力休養の点に出て尤も当時の民情に適する不而巳、本来中学校の性質は県費を仰ひで成立すべきものにあらざれば、かたがた以て原案通り完全なる高知の一中学に合併するは至当の断行なり」と切論した。

甲論乙駁、審議は午後八時前まで続き、ついに起立多数をもって四中学校存立が決まった(三)。

県会はこの議決を受けて、高知県は四中学校を廃止してそれぞれ高知中学校分校とすることを達した。

本年六月三十日限安芸中学校赤岡中学校佐川中学校中村中学校ヲ廃止シ更ニ本年七月一日ヨリ高知中学安芸分校高知中学赤岡分校高知中学佐川

分校高知中学中村分校ヲ設置ス

(『県公報』明治十七年六月二十七日)

明治十八年の高知県会

明治十八年度通常高知県会は、三月二十一日に開会した。県がこの議会に四分校についてどのような議案を提出したのかはつきりしないが、前年同様、赤岡、佐川、安芸、中村四分校廃止の予算案が提出され、教育費第二次会で大多数の議員がこれに賛成したらしい。

四月九日に開かれた教育費第三次会で、近森宗明議員(中立)が幡多(中村)分校存置の動議を出し、提案理由を次のように説明した。

四中学校廃止問題は、明治十六年から反覆論議し、ついに同年及び十七年は置くことに決した。本員は、四分校を存置すべきことをかねてから述べてきたが、野村議員だけが同意で、他はみな高知へ合することに賛成した、実に遺憾である。元来、この分校を、幡多、高岡、香美、安芸の四郡に置いたのは教育を進めるためである。然るに、これを高知へまとめれば、四分校の生徒は三分の一も本校へ入校する者がいないだろう。それゆえ四分校を置きたいが、同意者は一名に留まる。よって他の三分校は廃するとしても、幡多は残したい。いま幡多を高知へ合したら、生徒六十名の内で十名も高知へ来るのは覚束ない。ゆえに、幡多一校だけは存置する動議を提起した。

これに弘田深磨が「辺僻の幡多郡を高知へもってくるのは最も不便」、小野道一が「幡多と高知の里程は三十里から四十四、五里あるが、高知から大阪へ行くよりも不便である。幡多の生徒が高知へ来るには道が険しく、蒸気船はたびたび止まってあてにならない。幡多では小学校の維持にも苦しみ、高等小学科をおくこともできない。二次会決議のように高知へ合すれば、生徒は十分の一も来ない。分校では不完全ではあるが、まるつきり止めるのは最大の不幸である」と賛同し、沖良一、野村信義も近森の動議に賛意を表した。

正午の休息を挟んで開かれた午後^の会議では、民権派議員が次々起って中

村分校存置論への反対意見を述べた。

北川忠惇は、「分校を廃することは二次会で緻密に論じ、分校存置をこの議場に持ち出すことは出来ないほどの事だ。元来、中学は地方税の負担に堪えず、止める見込みである。然るに本年は英断を施すことができないので、高知中学校はこれを残して他の四中学はこれを廃することとした。不完全のものを置くのは教育を進める点でよくない。これまで分校の生徒は本校より二級も遅れると聞く。また分校を置くのは地方税の性質にとつてもよくない。中村へ置けば中村は便であるが、中村一村のためにするのはその性質を違えるものと言うべきだ。中村の人が不完全の教育を受けても、それは姑息の幸福と言わざるを得ない。土地が不便利というが、幡多には蒸気船があり、安芸にはない。里程でいえば幡多は高知へ、蒸気船のない安芸よりも近い。高知中学校もおいおい廃して宜しい。何ぞ幡多一郡に限って一校を置く必要があるか」。

武市安哉は、「反対論者の説の根拠は、幡多が三十里の外にあり、故に一分校を置かねばならぬというのが根拠である、金に余裕があれば四中学を独立させるのもよいが、いかんせん、余裕がないために高知を存置して教育する目的である。医学校が高知に一つあるのも同じことで、高知へ移せば一人もコナイやうな生徒は到底養成の見込がない。完全の教育を受けしむるの点を忘れて、幡多を存するはよろしくない」。

西村昌蔵は、「幡多に一分校を置く必要があるとすれば、安芸も同様、所々に置かざるを得ぬことになる。したがってこの輻輳の高知へ置けば、最も公平で当を得たものと言わざるをえない。幡多の中学校を廃せば、爾後、幡多人は無学云々と言うが、元来教育の目的は、追々に大学へ入らしめることにある。小学校を卒業すれば中学へ入るのは生徒の目的だが、不完全の学校へ入らせてよいものか」。

坂本直寛は、「元来、教育は自分でやるがあたりまえである。中学を置いて人物を養成せんと思うのは間違いだ。ヨーロッパでは私立学校を出た生徒に人物がいる。教育はめい／＼勝手に出来るもので、公立である必要はない。決して幡多一分校で知識が進む訳はない」。

要筆記の県会議事録が各議員の発言を正確に伝えていない点を割り引いたとしても、民権派議員の中学校全廃論は粗雑、粗暴に過ぎる。武市安哉

等は「私立学校興起するを以て官立校を廃止すべき時機既に到来」との論を貫いたが、現実それが公立学校に代わりうるものであったかどうかは極めて疑問である。山本正心の「高知県の状態は、最早干渉教育を必要としない時期に際してはいる」との認識は現実乖離が甚だしい。武市や山本が住んでいた大埴村の村立小学校を廃校にして設立した私立自修学校はあつという間に経営困難となつたし、その後、夜学会の活動を伝える新聞記事も殆んど消滅した^(三三)。私立猶興学校は明治十九年に消滅、香長学校は明治二十一年廃校^(三四)となり、海南学校と高知共立学校だけが存続した。その後、私立泰平学校、高知英和学校、芸陽学舎などが開校したが、これらも数年で廃学となつた。自由民権運動の中で高唱された自由教育論は著しく観念的な政治主義的教育論で、到底、公教育に代わり得るものではなかつた。

近森宗明が提起した中村分校存置の動議への賛成者は四人にとどまつた。民権派議員の反駁、馬耳東風ぶりに業を煮やした近森は議長中山秀雄に採決を求めた。かくして起立採決の結果、動議は賛成少数で消滅し、第二次会決議の通り四分校廃止が確定したのだつた^(三四)。

高知県は、県会のこの議決を受けて、四分校を廃止してそれぞれ高知中学校に合併することを達した。

明治十八年六月限高知中学中村分校佐川分校安芸分校赤岡分校ヲ廃シ其事業ヲ高知中学校ニ合併ス

〔県公報〕明治十八・六・二二

五、終わりに

以上みてきたように、中村中学校（中村分校）は高知県会の決議によって廃校が決まつたのである。その理由として挙げられるのは、①民権派による自由教育の主張、②不況による税負担増大の重圧・県財政の困難である。最終的には後者の方がより強い理由となる。四分校廃止を決めた明治十八年の同じ県会で、民権派は「民力休養」を主張し、「土木知事」と呼ばれた田辺良頭が推進した浦戸湾浚渫・新道開鑿（①高知く佐川く須崎、②高知く多度

津、③佐川く松山く三津浜への新道)にも断乎反対の態度をとった。それでは、「暴風による校舍倒壊」という話はどこから生まれたのだろうか。

明治十九年八月二十日から二十一日にかけて高知県を襲った台風は、とくに県西部(吾川、高岡、幡多三郡)に甚大な被害をもたらした。同月二十六日付『土陽新聞』には、中村市街が大洪水に襲われた模様を次のように報じている。

去廿日の夕方より風雨劇しく、明る廿一日の午前八時頃となると、昨日記載せし如く四万十川、後川共に出水し、堤防を壊られ、中村市街は多分簷を洗ふに至りしが、事不意に出で、逃走の用意とてもなさず居たれば、忙て二階或は屋根に上りて水を避け(第三十七国立銀行出張所の如きは、敷地高きケ所なれども、水床上八尺に及べりと)声を揚て助舟を呼び、船来れば二階または屋根より乗り遷りて近傍の山々へ遁れ、山中の神社に集りて一日一夜を明し、翌廿二日漸々市街に帰ると云ふ有様にて、其流失を免かれし家にて二階の上に運び上げざりし物品は皆押流され、溺死人も夥しかりし(後略)

八月二十六日の『高知日報』には、大用村(現・四万十市大用)発の通信として、小学校校舎が破壊されたとの記事が載っている。

去る廿日より暴風雨起り、翌廿一日午后四時頃まで間断なし。右に付き当小学校は大半破壊せり(後略)

この年十二月八日、『高知日報』に寄書「旧中学校舎の公売を望む」が載った。この中に次の重要な一文がある。

安芸、赤岡、佐川、中村の四中学校は、去る明治十八年度の通常県会に於て高知中学校に合併する事となり、爾後、右四中学校は自然と閉校するに至りし事は世間已に知らる、所なるが、然るに其校舎は、閉校後早速に取

毀たれもせず、又た売却をもせられずして其儘に置かれたるが、其中々村は独り過般の暴風雨の時に潰れ込みたれば、是を鹽に売払はれしかども、其他の三校は今に依然として存し在るを幸ひと、今度之を該地の高等小学校に用ひなば至極宜しかるべしと云ふの説あるとかに聞けり(後略)

つまり、中村中学校(高知中学中村分校)は高知県会決議によつて廃止されたが、校舎は取り壊されもせず、売却もされず、そのまま置かれた。「過般の暴風雨」の時に潰れてしまい、これを期に売り払われたというのである。「過般の暴風雨」とは、明治十八年ではなく、翌十九年である。秋水が就学の道を失つて一年後のことだ。

冒頭述べたように、これまで多くの幸徳秋水研究は中村中学校の廃校を「暴風雨による校舍倒壊」を原因としてきた。これらは原資料を確認することなく、繰り返し先行著作の記述を下敷きにすることで生じた誤りであり、本稿によつて、今後、書き直されるべきものであることが確認されたのではないだろうか。

(註)

(くもんごう 自由民権運動研究者)

(一) 明治十九年二月四日付『土陽新聞』に次の記事がある。

「淡成会 幡多郡中村は高知以西の大都会なるも従来高陽会の一派なる明道会の在る已(のみ)にて其子弟を教育するにも同会が唯経書を講じ孔孟主義を拡充するに過ぎざるを同村の野並玄朴氏は痛く之を憂ひ小野栄祥杉正可の諸氏と謀つて昨十八年十一月同地に淡成会と云へるを組織し其子弟の教育は明道会に相反して今日に必要な翻訳書を講じ傍撃剣の科を置きて其体力を練り毎週一度の討論会と毎月一度の演説会を開て時務を討究し現今会員六十余名。会長は小野栄祥幹事は杉正可氏にて同郡宿毛の平等会と相聯絡し社運旭日の將に中天に登らんとするが如き勢なるより先般明道会より幹事某を以て其合併を請ひ来りしも其主義の相容れざる所あるを以て断然之れを謝絶したりと幡多郡にして此社あるに至りしは同郡の爲めのみならず実には我県下の爲め賀すべきことなり」

(一) 神崎清著『実録幸徳秋水』四九頁(読売新聞社刊、一九七一年)。

(二) 糸屋寿雄著『幸徳秋水研究』(青木書店、一九六七年)は、「幸徳自身の年譜によると、彼は十四年夏、中村中学校(高知中学中村分校)に入学したが、十八年、同校が廃止せられたため一時就学の道を失った」と自筆年譜に拠って廃校理由を明示せず、神崎清の前著(二)は「財政難に苦しむ高知県が、教育費の大幅削減のために、七月三日、本校の高知中学校へ統合・吸収するという形式をとって、中村中学校を廃校にしてしまった」(五〇頁)としている。

一方、塩田庄兵衛編『増補 幸徳秋水の日記と書簡』所収「年譜」(未來社、一九六五年)は、「明治十八年(一八八五)八月・□大暴風のため、中村町小姓町にあった中村中学校舎は倒壊し、中絶した」(四百六十八頁)、大原慧著『幸徳秋水の思想と大逆事件』(青木書店、一九七七年)は「その中村中学校も、一八八五(明治十八)年の暴風雨による校舎の倒壊を理由に廃校となった」(九頁)、F・G・ノートヘルファー著・竹山護夫訳『幸徳秋水 日本の急進主義者の肖像』(福村出版、一九八〇年)は「一八八五(明治十八)年に高知中学校中村分校が台風のために破壊された」(二八頁)、『幸徳秋水全集』別巻二「年譜」(明治文献資料刊行会、一九八二年)は「大暴風のため中村中学の校舎が倒れて中学は廃校となる。就学を断念」(二百八十三頁)、塩田庄兵衛著『幸徳秋水』(新日本出版社、一九九三年)は「台風のため中村中学校が倒壊して、廃校となり、生徒たちは就学の道を失った」(十五・十六頁)、高知市立自由民権記念館「幸徳秋水展図録」所収「幸徳秋水年譜」(高知市立自由民権記念館、二〇一〇年)も、「暴風のため校舎倒壊し中村中学廃止。一時就学の道を失う」(十七頁)としている。

(四) 文部省編『学制五十年史』二十九・三十頁(帝国教育会、一九二二年)。

(五) 高知県教育史編集委員会編『近代高知県教育史』四〇頁(高知県教育研究所、一九六四年)。

(六) 『高知新聞』明治十五年四月二十七日。

(七) 『土陽新聞』明治十六年四月二十六日、『高陽新報』明治十六年四月二十八日「高知県会傍聴録」。

(八) 『高陽新報』明治十六年五月二十九日「高知県会傍聴録」。

(九) 『高陽新報』明治十六年五月十九日。

(一〇) 『高知新聞』明治十四年三月二十二日、『大坂日報』明治十四年四月五日。

(一一) 片岡直温著『回想録』十六頁(一九三三年、百子居文庫)。

(一二) 『高知新聞』明治十四年八月四日。

(一三) 土佐自由民権研究会編『土佐自由民権運動日録』(一九九四年、財団法人高知市文化振興事業団)。

(一四) 県治大改革に関する佐佐木高行・土方久元等在京高知県人の動きは『保古飛呂比・佐佐木高行日記』第十一卷(明治十五年十二月)、第十二卷(明治十六年一月)に詳しい。

(一五) 『土佐国民情一斑』(『高知県史・近代資料編』千二百二頁)。

(一六) 『小学奨励試験に関する土佐郡下議員建議書』(高知市立自由民権記念館寄託・片岡家資料)。

(一七) 『高知新聞』明治十三年九月十七日。なお、千葉昌弘著『土佐の自由民権運動と教育』(一九八七年、土佐出版社)第三章「自由民権運動における土佐派の自由教育論とその運動」百三十五頁で「高知県では一八八〇(明治十三年)年九月以降、『学力ヲ精査シ……優等ノモノヲ褒賞スル』小学奨励試験制度がスタートしていた」と述べている。この部分の注(一五)は「明治十三年九月十七日布達、高知県「小学校生徒奨励試験規則」に基づいて実施されたのが最初である」とし、その典拠を『近代高知県教育史』三百三十八頁としているが、同頁に「明治十三年九月十七日布達、高知県小学校生徒奨励試験規則」なるものはなく、載っているのは第一回小学奨励試験実施に関する九月十七日付『高知新聞』の雑報記事である。千葉氏が引用した『学力ヲ精査シ……優等ノモノヲ褒賞スル』は、明治十七年四月に高知県が制定した「小学奨励試験規則」第一条の一文である。(これは『近代高知県教育史』三百四十五頁に、「明治十七年四月二五日付『県公報』」として掲載されている)。つまり、千葉氏の論述は、史料の誤用というよりも創作である。

(一八) 『土佐新聞』明治十六年五月十九日「奨励試験之儀ニ付伺」。

(一九) 外崎光広『土佐自由民権運動史』二百三十一頁(一九九二年、財団法人高知市文化振興事業団)。

(二〇) 高知県教育史編集委員会編『近代高知県教育史』三百四十五・三百四十六頁。

- (二) 『同書』四十三頁。
- (三) 『高知県統計書』明治十六・十七年「中学及諸学校ノ教授者生徒」の項。
- (三三) 拙著『史跡ガイド・土佐の自由民権』五十五頁(二〇一三年、高知新聞社)。
- (三四) 『土陽新聞』明治十六年六月二十一日。
- (三五) 『土陽新聞』明治十六年六月十日、九月十九日、十一月二十八日。
- (三六) 外崎光広『土佐自由民権運動史』二百三十頁。
- (三七) 『土陽新聞』明治十六年七月八日。
- (三八) 『土佐新聞』明治十六年五月十、十二、十五、十七日。
- (三九) 『高陽新報』明治十六年五月十五、十七、十九日。
- (四〇) 『高陽新報』明治十六年五月十七日。
- (三一) 『弥生新聞』明治十七年四月八、九日。『土陽新聞』同年四月八日。
- (三二) 夜学会は、景気回復と三大事件建白運動等政治熱が再び高まった明治十九年から二十一年にかけて新たに設立されて二度目のピークを迎えるが、その数は明治十五、六年の数には到底及ばない。
- (三三) 『高知県統計書』明治十八、二十、二十一年「中学及諸学校」の項。
- (三四) 『弥生新聞』明治十八・四・十二、十四、十六。